

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年7月25日）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録

日時 平成28年7月25日（月） 開会時間 午後4時03分
閉会時間 午後4時29分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 土橋 亨
副委員長 久保田松幸
委員 中村 正則 渡辺 英機 鈴木 幹夫 大柴 邦彦
永井 学 山田 一功 桜本 広樹 佐藤 茂樹

委員欠席者 なし

議題 平成28年2月山梨県議会定例会閉会日が流会した原因の調査に関すること。

会議の内容
土橋委員長

ただいまから平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する調査特別委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました継続審査案件であります平成28年2月山梨県議会定例会閉会日が流会した原因の調査に関することを議題といたします。

去る7月12日及び19日の証人尋問の会議録につきましては、事前に配付させていただきましたので、委員各位には御一読いただきたいと思っております。

つきましては、今後の進め方について御協議願いたいと思っております。何か御意見はございませんか。

永井委員

議事録のほうを提出していただいて、私も一読をさせていただきました。いろいろとあれなんですけれども、この一読をした限りでは、まだ少し疑義がある部分がある部分があります。それは休憩になったときから流会まで、流会になった前後、4時58分の前後までの事実経過の中で、幾つか改めて確認をしたい、改めて新しい人を招いて証人の喚問のほうをしたいと思っています。その中で、要は、休憩から流会の前後までの事実関係、その方の事実関係で当日何をやってたかというお話をぜひ伺いたいと思っております、以下の4名の方を改めて証人としてこちらのほうに呼んでいただいて、お話を伺いたいと思っております。

1人は、水岸富美男県議会議員であります。もう1人は、前議会義務局次長、もう1人が前議事調査課長、あともう1名が、議事調査課総括課長補佐、以上の4名の方の新たな証人というか、喚問をしていただきたいなと思っております。この方たちの事実関係を伺った後に、改めて全ての議事録を精査して、次いで、追喚問みたいな形でお話が伺えればと思っております。そのような形をお願いします。

桜本委員

口頭で言われるのは口頭ということで、やっぱり議事録も出ているわけですし、当日の調査の部分も出ているわけですので、わざわざというか、証人とし

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年7月25日）

て証人を喚問するという、尋問するということに関しては、やはり事実確認ということを考えるということであれば、まさしくこの中で、この部分がおかしいということをやっぱり明確に言っていただかないと、口頭では計り知れないですよ。その辺明確に言ってください。

永井委員 はい、わかりました。12日の議事録、石井議長の部分なんですけれども、10ページになります。佐藤委員のほうから、当日、放送が4時58分の、まあ、4時58分なのかわからないですけど、その放送がかかったときに石井議長は何をされていましてかという……。

桜本委員 いや、ちょっと済みません。初めて見るので、ちょっとページまくるぐらいの時間下さい。

永井委員 済みません、はい。10ページ。

桜本委員 12日ですね。

永井委員 はい。12日の10ページでございます。

桜本委員 12日の10ページ。で、上から何行目ですか。

永井委員 「石井証人」と書かれていると思うんですけども……。

桜本委員 石井証人の部分ですか。

永井委員 はい、石井証人の部分です。控室の席を立って、入り口まで向かいましたと、ここに書いてあるんですけども、このときに、その下に、控室の入り口まで向かっていたという部分があり、会派の控室の中、この部分に関して、石井議長が当日どちらにいらっしゃったのかということを実際関係としてちょっと把握をしておきたいと思っております。その中で調査票等の話もありますので、水岸議員とか 議事調査課長などにその部分のお話を伺いたいというふうに思いました。

もう一つですけども、後の部分に関しては、19日のほうで5ページです。
証人のところ……。

桜本委員 ちょっと待ってください。

永井委員 はい、5ページです。19日の5ページでございますけれども、大柴委員の下の「 証人」と書いてあるところありますね。「 証人」がありますよね。この中に、議会運営のトップでございます議事調査課長並びに議事調査課の総括課長補佐4名でこのときに話し合いをしていたというふうにあるんですけども、この話し合いについて、どのようなことが話し合われていたのかというような内容をちょっと事実確認として把握をしておきたいというふうに思っていて、この4名の方の喚問を要求するものであります。以上です。

（「議事進行してください」と呼ぶ者あり）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年7月25日）

桜本委員 　　ちょっと確認させてください。議事録、全部頭に入っているわけじゃないですから。

土橋委員長 　　もっとそつと言え。聞こえるから。

桜本委員 　　はい。

（「怒ったような顔しちゃ」、「おくれてきたらしょうがねえべ」と呼ぶ者あり）

（「ゆっくり休ませて」、「10分ばかり休憩したらどうだ?」と呼ぶ者あり）

鈴木委員 　　休憩する?

桜本委員 　　いやいや、休憩の話じゃない。

山田（一）委員　　いや、石井先生のところだけは。
先ほど永井委員が言われたところは、委員長が最初に聞いた中で、4ページの中で……。

（「どっちの4ページ?」と呼ぶ者あり）

山田（一）委員　　12日。議長を呼んだときですね。12日の4ページに、どうしていたかという質問の中で、ここ答えていますので。あのときは、議長室に行った後、頭を抱えながら、その後控室に行ったというふうを書いてあるので、そのときの行動は控室にいたんじゃないかなと私は思っています。この議事録からもそうとりましたけど。

（「それはそれにしたいということだから。そんなもの、あなたが答えるのおかしい」と呼ぶ者あり）

永井委員 　　いやいや、山田委員のこと。確かに控室にいらっしゃったということなんですけども、私がちょっと確認を改めてしたかったのは、4時58分の、まあ、4時58分って、放送がかかった段階で石井議長がどういう行動をとられたのかということ、改めてその事実関係だけを確認、いや、どういう行動をとっていたのかということが1つポイントになるのではないかと、これ、私が考えたので、その部分に関して、そのときの行動がどうであったのかということ、水岸議員と、その中にいたと調査票の中に書いてあった　前議事調査課長にお話を伺いたいということであります。

桜本委員 　　水岸議員に関しては、当然この方、その当時私たちと同じ会派で、私たちと同じように行動をとらしているということであって、その水岸委員のどの行動によって証人として呼ばなきゃならない原因があるんですか。

永井委員 　　調査票の中に、当日4時58分の段階の記述が、誰が何を言ったということはいいいんですけれども、記述がありましたので、その部分の中で数点、確認したいことはまた後日あれしませんが、このときの事実確認を確認したいということですので、よろしくをお願いします。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年7月25日）

桜本委員　　これはこの百条が対象にしているのは、流会になった原因ということで、水岸議員自身、特段役を持っているわけではない、38人中の1人の議員であって、しかも当日の4時58分の放送のときには会派の控室にいたということで、5時過ぎても入らなかったということで、呼ぶような対象、流会の原因になるような方ではないと思いますが、どの辺がポイントになるんですか。具体的にやっぱり言っていたかいないと。

（「そこまでおまえやらせるだけ。そんなことここで言うな、おまえ」と呼ぶ者あり）

永井委員　　それは桜本議員の主観だというふうに思うんですけども、私はあくまでも水岸議員、この調査票のことにかかわる部分の中で、流会に関しての部分の中で、当日の事実確認をしたいと。ちゃんとそういう記述がありますので。それは言った、言わない、何かを言ったかということではなくて、当日の会派のその中の部分に関して、その部分の事実確認をしたいということであって、この中の調査票にありましたので、そういうことでお話を伺いたいということでございます。

土橋委員長　　ただいま永井議員から、水岸富美男君を2月議会の最終日の行動などについて呼んで尋問したいという要望がありました。これについて違う意見が出たわけですけども、これは永井委員の聞きたいということですから、証言を求める事項はよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

土橋委員長　　じゃ、それは証人を認めるということで行きたいと思いますので、よろしくお願ひします。
続けて、誰かほかに証人を……。

（「あと3人言った」「あと3人いました」と呼ぶ者あり）

土橋委員長　　そうかそうか、済みません。次に、
君を2月議会最終日の行動などについて証言を求めるということですけども、これについてはいかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

土橋委員長　　よろしいですか。
続いて、
君を同じく2月議会最終日の行動などについて証言を求める事項として、これもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

土橋委員長　　続いて、
君を同じく2月議会最終日の行動などについて証言を求める事項ということで、これも御承認いただけるということでもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年7月25日）

土橋委員長 日付については、来たる8月9日午前10時から水岸富美男君、10時40分から 君、11時20分から 君、午後1時から 君としたいと思います。以下、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

山田（一）委員 うちの会派では、9日、10日でちょっと政務調査というか、会派で研修が予定されていて、当初、何となく最短で8日と聞いていたので、9日、10日で決めて、何か業者にも発注するという状況があるんですが、その辺の日程は変更可能ではない？できないんですかね。8日にしてもらおうわけにいかないでしょうか。

土橋委員長 私のほうとすると、傍聴に来てくれる人とか声をかけている人たちに聞いたところ、9日が最善の日だということで9日に決めて、きょう実はさっき代表のほうから連絡がありましたけれども、その日を伝えておきました。日程的にちょっと無理じゃないかということで話してあります。

桜本委員 今、委員長のお話の中で、傍聴の人、声をかけている人の日程って、きょう決める前にもうその辺の日程を諮っていたということでしょうか。今の発言ということは、どういう真意でしょうか。

土橋委員長 毎回傍聴に来ていただいて、お願いをしてきてもらっているんですけども、江藤先生の日程を聞きながら、どうせなら最後まで全部傍聴してもらって、その後の御意見を聞きたいということで、毎回、江藤先生が来てくれているんですけども、江藤先生との日程調整です。

桜本委員 本日はいらしているんですか。

土橋委員長 きょうは全く証人尋問も何もない、普通の委員会ですから、多分そういう参考意見を聞く場面じゃないので、きょうは呼んでありません。
ほかに何か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

土橋委員長 なし、はい。
それでは、水岸富美男君、 君、 君、 君を証人として出頭及び証言を求めることに決定いたしました。

なお、出頭及び証言を求める者に正当な理由がある場合には、議事の変更もありますので、よろしくあらかじめお願いいたします。

御協議いただいた新たに出頭及び証言を求める者については、議長に申し出ることといたします。

なお、証人尋問について質問がある場合には、8月3日までに委員長までに質問届出書を提出願います。様式は、後ほど事務局から届けさせます。

今後の日程については追って通知いたしますので、全員の出席をお願いいたします。

以上で、本日の……。

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年7月25日）

桜本委員 済みません。よろしいですか。前回、事務局等に確認しといてくれた件を再度お聞きしたいんですが、よろしいですか。

土橋委員長 何を言ったっけ、事務局等にとって。

桜本委員 確定の議席がどうだったかということですね。

土橋委員長 何の確定の議席？

桜本委員 着席していたのは誰かという。それ、調べといてくれということで。

土橋委員長 事務局にですか。

（「議場へか」と呼ぶ者あり）

土橋委員長 じゃ、はい、事務局。

高野議事調査課長 済みません、19日の28ページの一番下段から2行目、5時着席前の執行部とありますが、これ、事務局の話ですね。その話でよろしいですか。

桜本委員 はい、1つは。

高野議事調査課長 この時点ではまだ休憩中のごさいまして、事務局では、5時直前、5時の時点、この直後ということについては、休憩中ということもあって、どなたがお座りになっていたかということは把握しておりません。大変申しわけございませんが、ここについてもそういったものは資料がございません。

桜本委員 その点からいけば、公式に、じゃ、誰が確定した議席に座っていたかということがわからないままこういった議論を、流会の議論をしているということにつながらない……。

（「それは違うよ。違う、違う、観点が」と呼ぶ者あり）

桜本委員 誰か、だから、証言できるような、確定できる根拠を持っている人が事務局側でもない。じゃ、いったら、一体何を信じて確定議席というものが流会のときに正式な席だということがわからないということにつながりませんか。

山田（一）委員 委員長、私も。

土橋委員長 よく勉強してきているね。

山田（一）委員 いや、勉強してきてないですよ。今、突然みんな言うからさ。私も当時、俺たちは座っていたのに来なかったというようなことと、そして、我が会派で2名が行ってということもあると、基本的にその根拠がやっぱり崩れると、この百条委まで設けた基本的な根拠も崩れてくるんじゃないかということだと思っんですが。

渡辺委員　それが根拠になるかどうかなんていう議論は今する場合じゃないし、どうしてもそのときに座っていた人を調べたければ、事務局が個人的に全部伺えばわかる話じゃないですか、そんなの。そのときの資料がないんなら。そして、この回答書でもある程度わかる。執行部もいた。それをどうしても調べたいんじゃない、事務局に調べてもらったら？ それでいいのかな。

桜本委員　要するに、原点なのは、5時の流会になった原因を追及している中で、この流会になったときに誰が、じゃ、公式に着席していたのか、あるいは今までの証言ですと、一方的に事務局が鳴らした放送に対して、一部ではベルと言っている人もいる。そういった錯覚というか、誤認がある中でのやっぱり議論がずっと進んでいると。やっぱりどこかで、じゃ、放送というものだったのか、ベルだったのかということもきちっとやっぱり百条の中で示さなければならぬし、そのときに、じゃ、5時に着席していたのは誰かという、そういったこともつながっていくわけだと思うんですよ。どこかでやっぱり公式的な、これは、要するに、委員長が裁判長として裁判を行っているわけですから、具体的な立証できるような時間的なもの、具体的なものというものをやっぱり示さなければ、最終的に、じゃ、何が流会の原因になったのかということがわからないじゃないですかね。

中村委員　おかしいよ、桜本。百条を開く目的は何だったって皆が議論したわけでしょう。それで、きょうがあるわけですよ。それが無意味だなんていう発言はすべきじゃない、ここで。

桜本委員　いや、無意味と言っていない。

中村委員　だって、無意味と同じだよ。流会にしたの誰ですか。議長が流会したんでしょう。何言っているんですか、あんた。観点が違うよ、主張する観点が。

桜本委員　今、中村委員も、議長が流会させたんでしょうと。そういった認識の中でこの会というのは進められることがおかしいですよ。特に委員長、我々というのは中立、公平性を保ちながらこの中で審議をしているわけですから、今のようないや、やっぱり、議長が原因なんていうことが公然と言われてしまうと、何かこれ、多数が少数を責めている形態にしか思えませんよ。

（「それは違うぞ、考え方が」と呼ぶ者あり）

大柴委員　今、桜本委員が言ったんですけれども、調査票の中の8番のところに、再会の放送が入ったが、午後5時前に議場に入ったかと、「いいえ」、「はい」で聞いておりますので、これ、議員が自分で確認をしている、確定をしているわけですから、これをもってしっかり、議場に座っていたか、座ってないかということだと私は思うんですけれども、それでいいと思いますけれども、いかがですか。

（「事実だから、みんな座ってたの、これ。架空の話じゃない」と呼ぶ者あり）

桜本委員　できることであればということでは、事務局に前回の委員会のときに、事実確認ということで、5時の確定席というか、5時に座っていた人たちは誰

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年7月25日）

なんですかというものが確定できるのであれば調べてくれということで、確定できないというものが事務局の公式的な立場ということの理解はさせていた
だきたいと思います。

よろしいですか、次の2点目。

土橋委員長 ちよつと待って。

（「確定できないというのは何だ？ 何で確定できない？」と呼ぶ者あり）

土橋委員長 ちよつと暫時休憩。

（ 休 憩 ）

土橋委員長 再開します。何かほかに意見、まだ……。

桜本委員 あと、事務局側にも先般お話ししておいたんですが、県のほうにも顧問弁護士
がいるということの中で、やっぱりこの流会における問題と、あるいはこれ
までの流れというのは何か相談とかしていた経緯というものはあるんでしょ
うか。

高野議事調査課長 お答えいたします。去る7月22日、先週の金曜日でございますが、9時
半から10時15分の間、県の行政経営管理課、県の訴訟等を扱う部署でござ
いですが、ここを通しまして、県の顧問弁護士、細田弁護士のほうに御相談の
ほうはさせていただきました。

桜本委員 その細田弁護士のほうから、今回の百条委員会2回通して、議事録を持って
いったかどうかわかりませんが、その中で注意すべき点とか、再考すべ
き点というものは何か御指摘があったんでしょうか。

（「それは、ちよつと気をつけたほうがいいよ。向こうだって弁護士考えているだから、変な
答弁するとおかしくなるぞ。それは答弁しないほうがいいよ。検討してからがいいよ」と呼ぶ
者あり）

（「議事録が残るかもしれないし」と呼ぶ者あり）

桜本委員 向こう側とかこっち側とかということではなくて、山梨県としての中での議
会事務局として、やはりこの委員会等をやっぱり中立的な立場で御指導だとか
助言する中で、県の中でも顧問弁護士というものがあるわけですから、その中
立・公平の立場の中で、どんな相談をして、どんな助言をいただいているのか
ぐらいは聞いておく必要があるんじゃないですか。

（「後でいいじゃん」、「議会事務局、答えられるの？ そんなこと答える必要ない」と呼ぶ者
あり）

土橋委員長 ほかに何か。

鈴木委員 どっちがどっちじゃなくて、これはやっぱり僕らは、裁判だ何だなんて言っ

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する
調査特別委員会会議録（平成28年7月25日）

ているけれども、この特別委員会って、百条というのは、どこに原因があったかを最終的に委員長が本議会によって言う、そこまでの役割しかないんです、はっきり言って。僕らは、その後原因が追及できたら、この特別委員会は閉まっちゃうんですよ。そこで僕らが例えば何条に基づいてなんていうことはできないんです。まあ、知っていると思うけど。終わってから、やることはやるんです。ですから、ここで何が弁護士どうこうなんていうことを言っているけれども、それは偽証があるかどうかということはどうかわかりませんが、今の段階としたら、僕らはそこまで必要ないと思って今回いたんです。

一応この百条委員会を一応締めくくりにしますよね。締めくくってから、今度はいろいろなことは考えなきゃならん。そういう段階に私たちはいたもので、今の段階で、顧問弁護士がどうだこうだなんていうのは、今、私たちの中では考えていません。そちらのほうで考えれば、それは。また「そちら」になっちゃうけども。一応そんなことで、一応原因だけここは追及するだけの場面にしてあります、認識としてね。

土橋委員長 以上でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

土橋委員長 以上で本日の予定は終了いたします。
来たる8月9日午前10時、委員会を開き、証人に対する尋問を行います。
本日はこれをもって閉会いたします。

以 上

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の
流会に関する調査特別委員会
委員長 土橋 亨